イ　管理技術者は、建築士法第２条に規定する一級建築士であること。
ウ　管理技術者及び各業務分野の主任技術者は、各１名とし、互いに兼任しないこと。
業務分野は、次のａ．からｄ．による。なお、管理技術者は建築基準法第５条の６第４項に規定する工事監理者を兼ねる。
ａ．総合分野：平成31年国土交通省告示第98号別添第１項第二号ロ⑴における⑴総合に定める成果図書に基づき行う業務
ｂ．構造分野：同上⑵構造に定める成果図書に基づき行う業務
ｃ．電気設備分野：同上⑶設備（ⅰ）に定める成果図書に基づき行う業務
ｄ．機械設備分野：同上⑶設備（ⅱ）～（ⅳ）に定める成果図書に基づき行う業務
⑥　管理技術者及び各業務分野の主任技術者の実績要件について、平成８年度以降、本事業の競争参加資格確認申請書の申請期限までの間に完成・引渡しが完了した以下の新築の建築物の同種１～同種３のいずれかの要件を満たす工事監理業務又は設計業務（基本設計又は実施設計業務のいずれかでも可とする。）の実績を有することとし、工事監理業務における管理技術者の実績については、建築基準法第５条の６第４項に規定する工事監理者としての実績であること。
ア　同種１
建物用途：屋内アリーナ（音楽系ホール等を含む）
建物規模：１棟で、観客席数1,250席以上又は延床面積7,500㎡以上
イ　同種２
建物用途：スポーツ観覧施設
建物規模：１棟で、観客席数2,500席以上
ウ　同種３
建物規模：１棟で、延床面積15,000㎡以上
⑦　主たる業務分野である総合分野の業務を一括して再委託しないこと。
⑧　応募グループを構成する企業及び協力事務所が、他の応募グループを構成する企業及びその協力事務所となっていないこと。

⑺　維持管理業務に携わる企業
維持管理業務に携わる企業は、次の①から③に示す要件を満たすこと。
①　令和１・２・３年度全省庁統一の競争参加資格において、「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
上記に掲げる「一般競争資格」を有していない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。
②　維持管理業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有している者又は資格等を有している者を業務の実施にあたらせることができる者であること。
③　維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの維持管理企業においても上記①及び②を満たしていること。
⑻　配置予定技術者に共通した取扱い
①　配置予定技術者（候補者）
設計企業及び工事監理企業における管理技術者又は主任技術者並びに建設企業における監理技術者、主任技術者又は技術者（以下「配置予定技術者」という。）を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者も、配置・実績要件を満たしていなければならない。複数名の候補者をもって提出した場合は、事業提案書の提出時までに配置予定技術者を決定し、当該配置予定技術者に係る競争参加資格確認申請書を再提出すること。
②　配置予定技術者の変更
施設整備業務における配置予定技術者は、本施設等の引渡日までの間（工事種別、工事種目を分割して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとしてＪＳＣが承認した場合の他は、変更を認めない。
③　配置予定技術者の実績要件（休業期間・感染症対応）
配置予定技術者の実績要件について、平成８年以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）を取得した場合は、その取得期間と同等の期間を平成８年以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、１年未満の場合は切り上げた期間とする。また、本事業の競争参加資格確認申請書の申請期限までに契約履行が完了する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応のために履行期間を延長したことにより、本事業の競争参加資格確認申請書の申請期限までの間に、契約履行が完了できなくなった業務については、契約履行が完了したとみなすことができる。
⑼　応募グループの変更又は追加
参加表明書の提出に定める参加表明書の提出後は、原則、応募申請書類に記載した応募グループを構成する企業の変更若しくは追加はできない。ただし、事業提案書提出までの間においては、応募グループを構成する企業（ただし、代表企業を除く。）については、やむを得ない事情が生じた場合は、JSCが認めた場合に限り、変更することができる。その際、所定の書式に記入の上、速やかに書面を４⑴に示す住所に提出すること。
なお、新たに追加する企業は、参加資格要件のすべて及び応募グループに求められる要件のうち、該当するものを満たすものとする。
⑽　公益財団法人日本ラグビーフットボール協会等との関わりについて
公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「ＪＲＦＵ」という。）、関東ラグビーフットボール協会、関西ラグビーフットボール協会、九州ラグビーフットボール協会、各都道府県ラグビーフットボール協会、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワンの６団体（以下「ＪＲＦＵ等」という。）との関わりは、公正な入札を図るため次の①から③に示すとおりとする。
①　ＪＲＦＵ等は応募グループを構成する企業として参加できないものとする。
②　応募グループを構成する企業は、入札公告から落札者が決定するまでの間、ＪＲＦＵ等に接触してはならない。
③　事業者はＳＰＣ設立後、日本におけるラグビー競技を統括する団体であり国内競技連盟であるＪＲＦＵと協議の上、ラグビーその他スポーツ振興に資する業務、並びに本施設の運営業務のうちＪＲＦＵとの連携協力により効果的かつ効率的に遂行することができる業務について、連携協力協定を締結し、これを実施するものとする。
⑾　海外における実績の取扱い
設計企業の配置予定技術者の実績、建設企業及び配置予定技術者の施工実績、並びに工事監理企業の配置予定技術者の実績の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する設計企業、建設企業及び工事監理企業にあっては、我が国における実績をもって行うものとする。

３　総合評価に関する事項
⑴　審査は、参加資格要件の充足を確認する「資格・実績の確認」と、事業提案を評価する「提案審査」の２段階にて実施する。なお、「提案審査」においては、提案内容が要求水準を満足しているか否かを確認する「必須審査」及び事業提案が優れた提案か評価基準に基づき審査を行う「加点審査」を実施する。なお、落札者については、「提案審査」の得点と入札価格をもとに総合評価を実施し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。
⑵　審査は、８名の学識経験者等で構成する「新秩父宮ラグビー場（仮称）整備等事業有識者委員会」をＪＳＣが設置し、応募グループから提出された事業提案書の審査を行う。